

令和3年度

佐良浜地区における地域拠点整備検討調査業務委託

公募型プロポーザル実施要領

宮古島市役所

令和3年6月

佐良浜地区における地域拠点整備検討調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、「佐良浜地区における地域拠点整備検討調査業務委託」について適正な事業者の選定を価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の観点から選定を行う公募型プロポーザル方式で実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 件名

佐良浜地区における地域拠点整備検討調査業務委託（以下、「本業務」という。）

(2) 履行期間

契約締結の翌日から令和 4 年 3 月 18 日（金）まで

(3) 対象区域

伊良部地域（伊良部島・下地島）及び伊良部佐良浜地区 約 90ha（資料1のとおり）

(4) 提案上限額

11,946,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は限度を示すものであり、契約額等を示すものではない。

(5) 業務担当課

宮古島市建設部都市計画課

〒906-8501

宮古島市平良字西里1140番

TEL:0980(73)4585 FAX:0980(73)1081

E-mail:kt.kikaku@city.miyakojima.lg.jp

担当者：高橋（内線 2802）

3. 業務の背景

伊良部地域は、合併後の本市の都市づくりの基本的な方針となる都市計画マスタープラン（平成 21 年 3 月策定版）において、「都市計画区域への編入の検討」について位置付けされていたこともあり、これまで区域編入に係る住民説明会やインフラ関係（主に道路）の各種委託業務を実施してきたところである。

しかしながら、伊良部地域はこれまで「都市計画区域外」としてのまちづくりが行われてきたことから、数多くの狭あい道路が存在するなど都市基盤の整備がなされていないため、居住環境の改善、また、これらが起因するものと思料される人口減少に伴うコミュニティの存続危機など様々な課題を抱えている。

このような中で、伊良部大橋の開通や下地島空港新ターミナルが開業し観光客が急増しており、これに伴う無秩序なリゾート開発も増加していることから、令和 3 年 4 月に改定した都市計画マスタープランでは「都市計画区域への編入の検討」だけでなく、「地域特有の

景観の保全・活用」を加えた上で、「伊良部地域のまちづくりの推進」を「重点推進プロジェクト」として位置付け、計画的なまちづくりの推進、安全で安心できる暮らし環境の充実に努めることとしている。

これまでの区域編入における住民説明会では、「区域編入後の各地区の将来像」を明確に示すことができなかつたことから、今年度は、特にインフラ関係の整備が脆弱であり、地区内に災害危険区域(土砂災害警戒区域など)が含まれる佐良浜地区について、伊良部地域の都市計画区域への編入を見据えながら地域住民と協働でまちづくりの検討を行う予定である。

【これまでの経過概要】

◆ (委託業務)

- 平成 20 年度 宮古都市計画区域指定基礎調査委託業務
(伊良部地域の土地・建物の利用状況や開発動向などの基礎調査を行う業務)
- 平成 24 年度 沖縄県指定道路台帳整備委託業務
(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 2 項に基づく道路(以下「2項道路」という。))に関する法施行規則第 10 条の 2 に規定する指定道路(2項道路)台帳を作成する業務)
- 平成 26 年度 指定道路(2項道路)に関する報告書作成業務
(平成 24 年度の業務並びに平成 25 年度における「2項道路等判定会議」の内容を報告書として作成する業務)

※「平成 24 年度 沖縄県指定道路台帳整備委託業務」及び「平成 26 年度 指定道路(2項道路)に関する報告書作成業務」については、企画提案書等作成の参考として成果品データを提供可能です。ご入り用の際は、「2. 業務概要」に記載の担当者までお問い合わせください。

◆ (2項道路等判定会議)

- 第1回判定会議(平成 25 年 6 月 14 日)
- 第2回判定会議(平成 25 年 8 月 9 日)
- 第3回判定会議(平成 25 年 10 月 31 日)
- 第4回判定会議(平成 25 年 12 月 19 日)
- 第5回判定会議(平成 26 年 2 月 19 日)

◆ (住民説明会など)

- 伊良部地区都市計画区域編入についての住民説明会①(平成 22 年 5 月 25 日)
- 伊良部地区都市計画区域編入についての住民説明会②(平成 22 年 7 月 25 日)
- 私たちの島づくり作文・絵画コンクール表彰式及び伊良部地区都市計画区域編入に係る説明会③・意見交換会(平成 23 年 11 月 18 日)
- 伊良部地区都市計画区域編入についての住民説明会④(平成 24 年 6 月 8 日)

- 宮古島市伊良部地区都市計画区域編入に関する調整会議(平成26年3月20日)
(市⇔県(宮古土木事務所、都市計画・モノレール課、建築指導課))

◆ (その他)

- 宮古島市都市計画マスタープラン(平成21年3月策定)

※本業務において必要となる、上記業務の成果品、判定会議並びに住民説明会における議事録などは、業務委託契約の締結後に可能な限り貸与する。

4. 業務の内容

伊良部地域については都市計画区域外であることから、これまで都市計画法(昭和43年法律第100号)第6条に基づく基礎調査が実施されていないため、過年度の業務内容も踏まえつつ、本地区の基礎的情報を調査・把握し、地区の現況と課題を整理したうえで、集団移転等による居住環境の改善を図るための整備手法やスケジュール等の事業スキームを検討するとともに、伊良部地域の都市計画区域への編入に向けた検討を行う。

なお、宮古島市都市計画マスタープラン(令和3年4月改定版)において位置付けしているが、本地区は傾斜地に家々が密集して立ち並ぶ特有の景観を有する一方、急傾斜地の崩壊など災害発生の危険性も併せ持つことから、地区特有の景観の活用と安全・安心なまちづくりの両立を検討し、地域コミュニティの維持、防災性向上の実現を目指す。

本地区には、「地域の連帯と活性化を図り、住民一人ひとりが生き活きと暮らせるための地域を作ること」を目的とする振興協議会が設置されている。本地区の将来像の検討、実現に向けては地区の住民等の参画、協働のまちづくりが必要不可欠であることから、当該振興協議会に向けた勉強会、意見交換会や地区内住民に対する説明会といった、地区の住民等のまちづくりに対する気運を醸成するための取り組みも行う。

業務内容の詳細については、プロポーザル後、選定された業者の企画提案書をもとに、市と受託業者間の協議により、仕様書を作成し決定する。

- ◆ 本業務において企画提案を求める特定テーマは、以下に示す3つの事項である。
 - 伊良部地域の都市計画区域の編入における「メリット・デメリット」、編入する際の「課題・問題点」とそれらの解決方法
 - 「老朽化した建築物が密集している市街地等」での問題解決方法
 - 佐良浜地区の将来像を検討する上での住民参画の方法と合意形成手法

◆ 令和3年度の業務内容(予定)

以下は、これまでの経過などを踏まえた発注者が想定する業務内容であるが、自由な発想による効果的、効率的な具体的提案を求める。

- ① 広域的条件調査・前提条件調査
- ② 現地踏査

- ③ 実態調査
- ④ 住民等意向の把握
住民アンケートの実施 計 2,700 人程度(対象は字池間添及び字前里添の全ての住民:回収率 30%程度を想定)
- ⑤ 地区の課題整理
- ⑥ 将来像とまちづくりの方向性の設定
- ⑦ 将来土地利用構想図の作成
- ⑧ 将来像実現に向けた整備課題・整備手法の検討
 - I. 事業想定区域の設定
 - II. 事業手法及び制度要件等の整理
 - III. 本地区における事業手法の検討
 - IV. 事業化に向けて必要となる取組等の検討
- ⑨ 地元合意形成支援(勉強会5回、住民説明会1回程度)
- ⑩ 都市計画区域への編入に係る検討
 - I. 都市計画区域への編入の必要性の検討(メリットやデメリット等)
 - II. 都市計画区域への編入に係る指定要件・他法令による規制の整理
 - III. 都市計画区域への編入に係る資料作成(概略スケジュールの作成含む)
- ⑪ 関係機関への事前相談等
- ⑫ 業務報告書の作成

業務報告書(A4版)	2部
電子データ	一式
- ⑬ 概要版の作成

調査・検討結果概要版	10部
------------	-----
- ⑭ 打合せ協議(着手時、中間3回、納品時の計5回)

5. 参加資格

(1) 参加資格

次に掲げるすべての要件を満たすこと。

- ① 参加申込書提出時点において、宮古島市での指名競争入札の参加資格を有していること。
- ② 沖縄県内に本店または支店・営業所等を有する法人であること。
- ③ 過去 10 年間(平成 23 年度～令和 2 年度)に元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する地方自治体が発注した下記[1]若しくは[2]の実績を1件以上有すること。(再委託による業務の実績は含まない)

[1]同種業務:地方自治体発注の土地区画整理事業の計画作成、地域拠点整備事業の計画作成、地区計画案作成、土地利用計画案作成、地域住民と地方自治体の協働による「まちづくり計画」の策定に関する業務

[2]類似業務:地方自治体発注の都市計画に関する業務

※関連業務として、国土交通省が示す「移転の促進に関する制度(防災集団移転促進事業等)」における計画等の策定業務を完了した実績を有する場合は、内容、件数に応じて加点評価する。

(2) 欠格条項

次のいずれかに該当する場合は、本企画提案に参加できない。

- ① 国税及び県税並びに市町村税を滞納している者。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定による欠格条項に該当する者。
- ③ 経営不振の状態(会社更生法(昭和14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、又は破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項に基づき破産手続開始の申し立てをしたとき等。)にある者。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項第3号並びに第4号の規定に該当する者。
- ⑤ 提案書提出時において、測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領(平成25年宮古島市訓令第32号)第4条において準用する宮古島市工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領(平成21年宮古島市告示第69号)第6条の規定による指名停止期間中である者。
- ⑥ その他、法令等に違反している又は違反する恐れがある者。

(3) 共同企業体

応募については単独に限らず、共同企業体でも可とする。ただし、この場合は以下のとおりとする。

- ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- ② 共同企業体を構成する全ての事業者が、「(2)欠格条項」の全ての要件に該当しない者であること。
- ③ 共同企業体を代表する事業者が、「(1)参加資格」の①及び②の要件を満たす者であること。
- ④ 共同企業体を構成するいずれかの事業者が、「(1)参加資格」の③の要件を満たす者であること。
- ⑤ 共同企業体の構成員が、他に応募する共同企業体構成員として重複しないこと。
- ⑥ 共同企業体の構成員が、単独企業として重複応募しないこと。
- ⑦ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各業務の推進及び成果の達成を図るものとする。

- ⑧ 共同企業体として応募する場合は、当該共同企業体に係る協定を締結の上応募すること。

(4) 配置予定技術者

配置予定技術者の要件は、以下のとおりとする。

① 共通事項

配置予定技術者は、企画提案書に記載された所属の企業に公告日の3か月以上前から雇用されている者とする。

原則として、業務完了まで配置予定技術者の変更は「病休・死亡・退職等」の市が認める理由のほかは認めない。

管理技術者を担当技術者として配置することができる。

照査技術者は管理技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

② 配置予定技術者の資格

管理技術者及び照査技術者は、以下のいずれかの資格等を有する(登録した)者とする。

- 技術士「総合監理技術部門(建設)」
- 技術士「建設部門(都市及び地方計画)」
- RCCM(都市計画及び地方計画)
- 土木学会認定技術者(特別上級、上級)

管理技術者が上記以外に以下の資格等を有する場合は、種類に応じて加点評価する。(複数の資格等を有する場合は重複加点する。)

- 一級建築士
- 土地区画整理士
- 認定都市プランナー

なお、担当技術者には特段の資格等を求めないが、上記資格等を有する場合は、加点評価する。(各資格等は重複加点しない。)

③ 配置予定技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

管理技術者は、過去 10 年間(平成 23 年度～令和 2 年度)に完了した業務において、管理技術者、担当技術者として「5. 参加資格－(1)参加資格－③」で示した同種業務、類似業務への従事経験を1件以上有する者でなければならない。

なお、担当技術者には特段の実績は求めないが、担当技術者として「5. 参加資格－(1)参加資格－③」で示した同種・類似業務に従事した実績がある場合は、加点評価する。

④ 手持ち業務量

管理技術者の公告日現在の手持ち業務量(プロポーザル方式により特定後未契約のものを含む)は下記のとおりとする。

業務量: 全ての手持ち業務の契約金額が2億未満かつ業務件数が 10 件未

満

※手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者である業務で契約金額 500 万以上の他の業務を指す。

⑤ その他

今後も新型コロナウイルスの影響が懸念され、本市並びに沖縄県への移動が制限されることも想定される。制限された場合、対面形式での打合せや説明会等への出席も困難となることも考えられるため、これらの容易性・対応の迅速性の観点から、管理技術者が県内に業務拠点(県内在住)を有する場合は加点評価する。

○配置予定者の要件一覧

配置予定技術者	雇用関係	技術者変更	業務実績	資格	手持ち業務	兼務
管理技術者	企画提案 提出企業 における 3か月以上 の雇用関係	業務期間内 の変更は 原則不可	同種・類似業務 過去 10 年間に 1件以上	有資格者	合計2億未満 10件未満	担当技術者 との兼務可
照査技術者			求めない	有資格者	—	兼務不可
担当技術者			求めない	求めない	—	管理技術者 との兼務可

※各項目における条件詳細は上記のとおり

6. スケジュール

事業者選定に係るスケジュールについては、次のとおり予定している。

項目	期間等
公募開始、HP公表	令和3年6月1日(火)
参加申込書の提出期間	令和3年6月1日(火)～令和3年6月11日(金)
質問票の提出期間	令和3年6月3日(木)～令和3年6月11日(金)
質問に対する回答期間	令和3年6月8日(火)～令和3年6月16日(水)
参加資格審査 結果通知発送	令和3年6月17日(木)
関係書類の提出期間	令和3年6月17日(木)～令和3年6月25日(金)
参加辞退届の提出期限	令和3年6月25日(金)
1次審査 結果通知発送	令和3年7月5日(月)
2次審査 (プレゼンテーション等)	令和3年7月15日(木)
二次審査 結果通知発送	令和3年7月20日(火)

※日程については、本市の都合により変更する場合がある。

7. 参加申込手続

(1) 参加申込受付期間

令和3年6月1日(火)～令和3年6月11日(金)※必着

※土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日の午前9時から午後5時まで

(2) 参加申込受付場所

宮古島市建設部都市計画課(宮古島市役所 庁舎棟3階)

宮古島市平良字西里1140番 TEL:0980(73)4585

(3) 参加申込に必要な書類

企画提案への参加を希望する事業者は、以下により参加申込書等を提出すること。なお、共同企業体については「5. 参加資格」の内容を確認する必要があることから、共同企業体各構成員分の書類を提出すること。(②～⑥の書類に限る。)

(提出部数は各1部)

(各証明書類は、提出日以前3か月以内に発行された原本に限る。)

① 「企画提案参加申込書兼誓約書」(様式第1号)

② 「会社概要」(任意様式)

※事業者等の経歴、役員構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの。また、建設コンサルタント登録を行っている場合は、その写しを添付すること。

③ 納税証明書

※国税(法人税・消費税及び地方消費税)、県税(法人事業税・法人県民税)、市税(法人分)を提出すること。

④ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

⑤ 印鑑証明書

⑥ 「業務実績報告書」(様式第2号)

※業務ごとに契約書の鑑の写し及び業務概要が分かる資料(仕様書、業務計画書の写しなど)を添付すること。

⑦ 「業務実施体制」(様式第3号)

※全ての配置予定技術者について雇用関係を証明する書類の写し(健康保険証等)を添付すること。なお、管理技術者が県内に業務拠点(在住)を有する場合は、それを証明する書類の写し(公共料金の請求書等)を添付すること。

⑧ 「予定技術者の経歴等」(様式第4-1号、第4-2号、第4-3号)

※管理技術者及び照査技術者については、資格要件に必要な資格等を保有することを証明する書類の写しを添付すること。

※管理技術者及び担当技術者が加点点評価の対象となる資格等を有する場合は、保有することを証明する書類の写しを添付すること。

※管理技術者については、過去10年間の同種又は類似業務の契約書の鑑の写し及び業務概要、当該業務における役割(管理技術者など)が分かる資料(業務計画書の写しなど)を添付すること。

※担当技術者に加点点評価の対象となる業務の実績がある場合は、業務ごとに契約書の鑑の写し及び業務概要、当該業務における役割(担当技術者など)が

分かる資料(業務計画書の写しなど)を添付すること。

(4) 提出方法

「(2)参加申込受付場所」宛に持参又は郵送(簡易書留)により提出。郵送の場合は「(1)参加申込受付期間」内に必着とし、以降に到着したものは受け付けない。

(5) 提案の辞退

企画提案を辞退する場合は、「企画提案参加辞退届出(様式第6号)」を令和3年6月25日(金)までに「(2)参加申込受付場所」あてに提出すること。

8. 質問、回答

(1) 質問票の受付について

① 提出期間 令和3年6月3日(木)～令和3年6月11日(金)午後5時必着

② 提出先 宮古島市建設部都市計画課(E-mailにより提出)

E-mail:kt.kikaku@city.miyakojima.lg.jp

※送付後、都市計画課都市企画係へ電話にて受信確認を行うこと。

③ 提出書類 「質問票」(様式第5号)

④ その他 電話又は口頭による質問は公平性確保等の観点から受け付けない。

(2) 質問票に対する回答

① 回答期間 令和3年6月8日(火)～令和3年6月16日(水)

② 回答方法 以下の宮古島市HPの都市計画課のページにて回答いたします。

<https://www.city.miyakojima.lg.jp/soshiki/shityo/kensetsu/toshikeikaku/>

③ その他 質問の回答の内容は、本要領の追加又は修正とみなす。

9. 企画提案書等の提出

参加申込書を提出し、「参加資格審査結果通知書」により参加資格を有すると認められた事業者は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出場所、提出方法

提出場所及び提出方法は「7.参加申込手続」の(2)、(4)と同様とする。

(2) 提出部数

① 正本:1部(事業者名を記載し、押印する。参考見積書添付。)

② 副本:9部(正本のコピーを可とする。参考見積書不要。)

(3) 提出期間

令和3年6月17日(木)～令和3年6月25日(金)

※土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日の午前9時から午後5時まで

(4) 提出書類

No.	提出書類	様式	留意点等
1	企画提案書表紙	様式第8号	A4判で作成すること。
2	企画提案書	任意様式	A4判・片面印刷を基本とし、カラー・白黒・縦横は自由とする。15頁以内(表紙含む)で作成し、やむを得ずA3判を使用する場合は横折込みとする。ただし、A3判1枚につきA4判2頁と換算する。
3	業務工程表	任意様式	A3判横折込み1頁で作成し、各工程を具体的かつ詳細に記載すること。
4	取組意欲確認票	様式第9号	A4版2頁以内で作成すること。
5	参考見積書	任意様式	「企画提案書」の提案内容を基に本業務の費用を見積もること。作成にあたり以下の点に留意し、A4判で作成すること。 <ul style="list-style-type: none">● 提案上限額を超えないこと。● 直接人件費算出に係る「代価表」及び直接経費算出に係る「内訳表」を併せて添付すること。● 項目ごとの内訳及び単価、回数等を記載すること。● 値引き等の記載は行わないこと。

(5) その他

- ① 提出書類1から4の順に綴じ、5の参考見積書については別に綴じること。※参考見積書は正本のみ添付。
- ② 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に配慮すること。
- ③ 専門用語・略語に関しては、初出の箇所にて定義・説明を記述すること。
- ④ 文字サイズは11ポイント以上とすること。
- ⑤ 各頁の下部中央部分に頁番号を記載すること。
- ⑥ 提出書類の作成及び提出に要する諸費用は応募者負担とする。
- ⑦ 資料の差し替え、修正は原則認めない。
- ⑧ 受理した企画提案書は評価結果に関わらず、返却しない。

10. 企画提案書等の作成要領

(1) 企画提案書の内容

提案にあたっては、「3. 業務の背景」及び「4. 業務の内容」をよく理解し、「特定

テーマ」としている3つの事項について、当該地域・地区の地形、環境や特性などを勘案し将来的に実施される業務も見据えた上で、その手法等を具体的に提案すること。

なお、今年度において「佐良浜地区の将来像」を作成し、これを公表、合意形成を図りながら今後のまちづくりに取り組んでいきたいと考えていることから、市民・住民に向けて分かりやすい内容として仕上げることを念頭に、その手法を提案すること。

企画提案書には以下の内容を含めるものとする。

- ① 業務の実施方針
- ② 業務の手順(フロー)
- ③ 業務の実施体制(参加申込時の内容と同様とする)
- ④ 特定テーマにおける企画提案
- ⑤ 業務工程表
- ⑥ その他(業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘、業務の円滑な実施に関する提案があれば記載すること)

(2) 取組意欲確認票の内容

本業務への取組意欲を確認するために、本業務及び当該地域・地区に関する以下のテーマからひとつを選択し、その考え方やあり方などを記載すること。なお、内容により評価することとし、選択するテーマによって優劣は付けないものとする。

- ① 伊良部地域の都市計画区域への編入、佐良浜地区の将来像を検討していくことに対する基本的な考え方
- ② 「同種業務」又は「類似業務」における「まちづくり計画」等策定までのプロセスと計画等の策定において特に重要と考える点
- ③ 宮古島市における佐良浜地区の「観光拠点」としての位置付けの考え方と今後のあり方について
- ④ 佐良浜地区におけるにぎわい創出のしかけづくりについて
- ⑤ 人口減少社会にも対応できる地域拠点のあり方

11. 優先交渉権者の選定

事業者の実績や担当者の資格を審査する“1次審査”と「企画提案」に対するヒアリングなどを実施する“2次審査”の2段階審査とする。

プロポーザルの特徴でもある“簡便性”の点から、応募者に過大な労力を費やせることは避けるため、1次審査において、企画提案者を3者程度に選定する。(資料2「評価基準等の考え方」参照)

(1) 1次審査

参加資格を満たす者について、業務担当課において提出書類を審査し、合計点の高い順に3者程度を選定する。

(2) 2次審査

本業務に係る事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)にてプレゼンター

ション及びヒアリングを行い、2次審査の評価の最も高い者を優先交渉権者とする。
 なお、1次審査の得点(2次審査全体の25%分に換算)は2次審査の得点(2次審査全体の75%)と合算するものとする。

プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容を基に行うこと。

(3) 評価項目

【 1 次 審 査 】		
評価項目	評価の着目点	配点割合
1. 事業者評価	登録資格(技術部門登録)	12.5%
	関連業務実績	
2. 業務実施体制・ 技術者評価	業務実施体制	25.0%
	予定管理技術者の資格・実績等	
	予定担当技術者の資格・実績	
3. 業務の理解度、 業務実施方針	実施方針・実施フロー・工程表・その他	12.5%
4. 本業務への 取組意欲	業務に対する取組意欲	50.0%
	総合的評価	
5. 参考見積に 関する確認	業務コストの妥当性	—

【 2 次 審 査 】		
評価項目	評価の着目点	配点割合
6. 企画提案能力	専門技術力	25.0%
	コミュニケーション能力	
7. 特定テーマに対する 企画提案	実施方針との整合性	50.0%
	特定テーマに対する企画提案	
“1次審査”の評価項目		25.0%

※評価項目の詳細、評価の判断基準は資料3「公募型プロポーザル 評価項目及び基準表」を参照すること。

(4) プレゼンテーションにおける留意事項

- ① 企画提案の順番は企画提案書の提出順とする。
 持ち時間は1事業者あたり 35 分程度(プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 15 分)とする。
- ② 出席者は1事業者あたり3名以内とし、プレゼンテーションは予定管理技術者が行うこと。
- ③ プレゼンテーションは紙面のみによる説明も可とするが、本業務における住民との勉強会や説明会なども想定し、原則、機器(PC、プロジェクターなど)を用いた説明を行うものとする。

- ④ 選定委員会を円滑に進行させるため、プレゼンテーションに使用するデータ（Microsoft Office PowerPoint、Adobe PDF などによるデータ）は選定委員会の開催日までに業務担当課あてに送付しておくこと。
 - ⑤ プレゼンテーションに使用する PC、プロジェクター、スクリーン、電源コードリール、ポインターは本市が用意する。それ以外で使用する機材等は全て事業者で用意すること。
 - ⑥ プレゼンテーション用の配付資料については、原則認めない。ただし、事業者が企画提案書の内容を詳細に説明する必要があると判断した場合はその配付を可能とするが、単に企画提案内容の不備による追加資料である場合は、審査の対象とならない。
- (5) 参加者が次の事項に該当した場合は、失格とする。
- ① 参加資格要件に該当しないことが判明した場合。
 - ② 提案上限額を超えた場合。
 - ③ 書類等に虚偽の記載をしたとき。
 - ④ 所定に日時、場所に参加申込及び企画提案書を提出しないとき。
 - ⑤ 誤字、脱字等により極端に意思表示が不明確であるとき。
 - ⑥ 本企画提案に関する資格・条件等に反したとき。
 - ⑦ その他審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき。
- (6) 優先交渉権者の選定
- 選定委員会による2次審査の結果、最も高い得点を獲得した事業者を優先交渉権者とし、次点の者を次点交渉権者とする。ただし、最も高い得点を獲得した事業者が2以上ある場合は、企画提案書（7. 特定テーマに対する企画提案）の評価の得点がより高い者を優先交渉権者とする。
- (7) 審査結果通知日
- ① 1次審査については、令和3年7月5日（月）に1次審査参加事業者に個別の結果を書面で発送する。（2次審査に選定された事業には開催日時などの詳細を併せて通知する）
 - ② 2次審査については、令和3年7月20日（火）に2次審査参加事業者に個別の結果を書面で発送する。
- ※宮古島市 HP の都市計画課のページにおいても、事業者の決定について公表する。

12. 契約交渉

選定終了後、優先交渉権者に選定された事業者は、速やかに本市と契約交渉にあたり、提案内容・契約手法等の詳細について協議する。双方協議の上で受託事業者として決定し、本業務委託契約を締結する。

なお、協議が合意に至らなかった場合は次点交渉権者と協議に入るものとする。

優先交渉権者が契約締結前に、宮古島市から指名停止処分を受けるなどにより参加

資格を失った場合、または虚偽の提案の行ったことが判明した場合、当該交渉権者を失格とし、2次審査結果において次の順位の者を新たに優先交渉権者とすることができる。

13. その他の事項

- (1) 本企画提案により知り得た本市独自の情報や個人情報等は適正に管理し、情報漏洩や不正使用を行ってはならない。
- (2) 参加申込、提案書等の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する費用は参加者の負担とする。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (5) 宮古島市から貸与されたすべての資料は、提案書等の作成以外の目的で使用することはできない。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、提案事業者が負うものとする。
- (8) 企画提案書等を受理した後の提案事業者による加筆・修正等は原則認めない。また、提出された書類は返却しない。
- (9) 提案書等は、本事業の目的以外に無断で使用しないものとする。ただし、公平性、透明性を期すため、公表することがある。